

松 福 指 第 200 号  
平成 26 年 1 月 29 日

各介護保険施設管理者(施設長) 様  
各有料老人ホーム施設長 様

松原市福祉部福祉指導課長

### 介護保険施設等における歯科訪問診療について(通知)

平素より、本市福祉行政の推進にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

施設等内において提供される歯科訪問診療については、患者の求めがない場合や、継続的な診療が必要でも患者の同意がない、又は、継続的な治療が必要な傷病がない場合の日常的な口腔ケア（施設が委託等したものを含む）は保険診療の対象ではなく、また、入所(入居)者全員が一律、定期的（毎週等）に受診する事を前提とするものではありません。

併せて、患者からの一部負担金の支払いがない保険診療は、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等の違反となります。

最近、歯科医院が施設利用者に対して口腔ケアのサービスと称し、入所(入居)者に一律、定期的に歯科訪問診療を実施し、保険請求を行っている不適切な事例が数多く報告されています。

つきましては、下記のホームページも参照の上、貴施設内におきまして、保険者からの医療費通知や、医療機関からの領収書等※が、患者又は患者の家族に届いていることを確認するなど、可能な範囲で適切な保険診療が行われているかの把握に努めて頂きますようお願いいたします。

なお、万一、施設入所(入居)者の利益保護の観点からも、不適切な歯科訪問診療と思われる状況がございましたら、各施設の担当課(下記のお問合せ先)まで、御相談いただきますようお願いいたします。

#### 【参考ホームページ】

※ 保険医療機関は、患者から費用を徴収した場合は、正当な理由がない限り、「個別の費用毎に区分した領収書」を無償で交付しなければならない。

<http://www.pref.osaka.jp/kokuho/iryouseido/ryousyuu-top.html>

○福祉施設（特別養護老人ホーム等）における適正な医療保険請求について（施設・医療機関向け）

[http://www.pref.osaka.jp/kokuho/iryouseido/shisetu\\_seikyuu.html](http://www.pref.osaka.jp/kokuho/iryouseido/shisetu_seikyuu.html)

○診療報酬Q&A

<http://www.pref.osaka.jp/kokuho/iryouseido/situgi.html#sikaQ6>

(問い合わせ)

松原市福祉部福祉指導課

TEL 072-349-3206

e-mail: sidou@city.matsubara.osaka.jp